

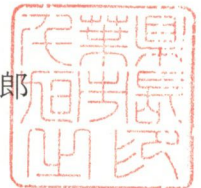
一般廃棄物処理業等許可証

住 所 旭市後草 2050 番地
氏 名 有限会社 エーエムティー
取締役 信太 裕介
電話番号 0479-55-4343

令和 6 年 1 月 26 日付けで申請があった一般廃棄物収集・運搬業については、旭市
廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 15 条の規定により、次のとおり許可します。

令和 6 年 3 月 19 日

旭市長 米本弥一郎



1. 許可番号 旭市第 6 号
2. 許可期間 自 令和 6 年 4 月 1 日から
至 令和 8 年 3 月 31 日まで
3. 営業の区域 旭 市
4. 取扱廃棄物の種類 一般廃棄物
5. 業務内容 一般廃棄物の収集・運搬
6. 許可条件
 - (1) 一般廃棄物の収集運搬の用に供する運搬車(以下「運搬車」という。)に原則として 1 台につき 2 名以上の乗務員を配置すること。
 - (2) 収集した一般廃棄物は、市長が指定した場所に搬入し、1 か月ごとに一般廃棄物収集運搬実績表(第 13 号様式)を提出すること。
 - (3) 運搬車を一般廃棄物の収集運搬の用途に供するほか、他の用途に供してはならない。
 - (4) 市長の指示に従い運搬車の標識及び表示を掲示すること。
 - (5) 運搬車は、常に整備及び点検をし、良好で清潔な状態を保つように努めること。
 - (6) 許可を受けた業務を他人に委託又は代行させてはならない。
 - (7) その他業務の遂行にあたっては、市長の指示に従うこと。